

東灘地区青少年育成協議会規約 昭27. 5. 14

改正	昭35. 4. 1	昭35. 4. 1	昭46. 3. 25	昭46. 5. 13
	昭47. 6. 7	昭51. 7. 8	昭52. 12. 14	昭53. 2. 27
	昭54. 4. 14	昭57. 4. 10	昭52. 12. 14	昭53. 2. 27
	平11. 6. 1	平14. 6. 5	平15. 6. 11	平19. 6. 1
	平26. 5. 21	平29. 6. 1	令1. 6. 1	令2. 6. 1

(目的)

第1条 東灘地区青少年育成協議会（以下「本会」という）は、区内青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 本会は前条の目的を達するため、次の青少年育成活動（以下「事業」という）を行う。

- (1) 青少年の育成、指導に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を審議する。
 - (2) 青少年の育成、指導に関する総合的施策の適切な実施を期するために、必要な関係機関団体相互の連絡調整および活動の促進を図ること。
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 前項の事業を例示すると概ね次のとおりである。
- (1) 青少年の実態把握と地域住民に対する啓蒙。
 - (2) 青少年の健全育成のための地域ぐるみでの環境づくり。
 - (3) 地域青少年（グループ）の育成、指導。
 - (4) 各種レクリエーション活動の推進。
 - (5) 青少年をとりまく有害環境浄化運動。
 - (6) 青少年の安全を守る運動の推進。
 - (7) 地域関係諸団体活動との連携協力。
 - (8) 非行青少年の早期発見と不良化の予防。
 - (9) その他青少年育成について必要なこと。

(役員)

第3条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 5名以内 会計 若干名 事務局 若干名
理事 若干名 監事 2名

(任期)

第4条 役員任期は2年として再任をさまたげない。

- 2 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。
- 3 補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期中でも第6条第1項第1号から第8号までの各号の地位を失ったときは、その日をもって任期満了とみなす。

(役割)

- 第5条 会長は本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 3 会計は本会の経理を担当し会計事務を処理する。
 - 4 事務局は本会の庶務を処理する。
 - 5 監事は本会の経理の監査にあたる。

(理事)

- 第6条 理事は次に掲げる者をもってあてる。
- (1) 各支部長
 - (2) 防犯協会会長
 - (3) 民生委員児童委員協議会会長
 - (4) 社会福祉協議会理事長
 - (5) 保護司会会長
 - (6) 市立小・中学校生徒指導担当校長、主任
 - (7) 子ども会連合会会長
 - (8) 東灘警察署生活安全課長
 - (9) その他、特に会長が委嘱するもの
- 2 会長、副会長、会計、事務局および監事は理事の互選とする。

(顧問)

- 第7条 本会に顧問を置く。
- 2 顧問は次の者につき会長が委嘱する。
- (1) 東灘区長
 - (2) 東灘警察署長
 - (3) 東灘区総務部長
- 3 顧問は会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(理事会)

- 第8条 理事は理事会を組織し、次に掲げる事項を協議決定する。
- (1) 事業計画
 - (2) 予算および決算
 - (3) 規約の改廃

(招集及び決議方法)

- 第9条 理事会は会長が招集してその議長となる。
- 2 理事会の議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(支部の設置・任務)

- 第10条 第1条の目的を効果的に実施するため支部を設ける。
- 2 前項の支部は別表1、機構図のとおりとする。
 - 3 支部は原則として小学校区に置き、主として地域内において実践活動を行う。
 - 4 支部に部会を置くことができる。部会は担当部門の企画立案を行う。

(経費)

第 11 条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 補助金
- (2) 寄付金
- (3) その他

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日をもって終わる。

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

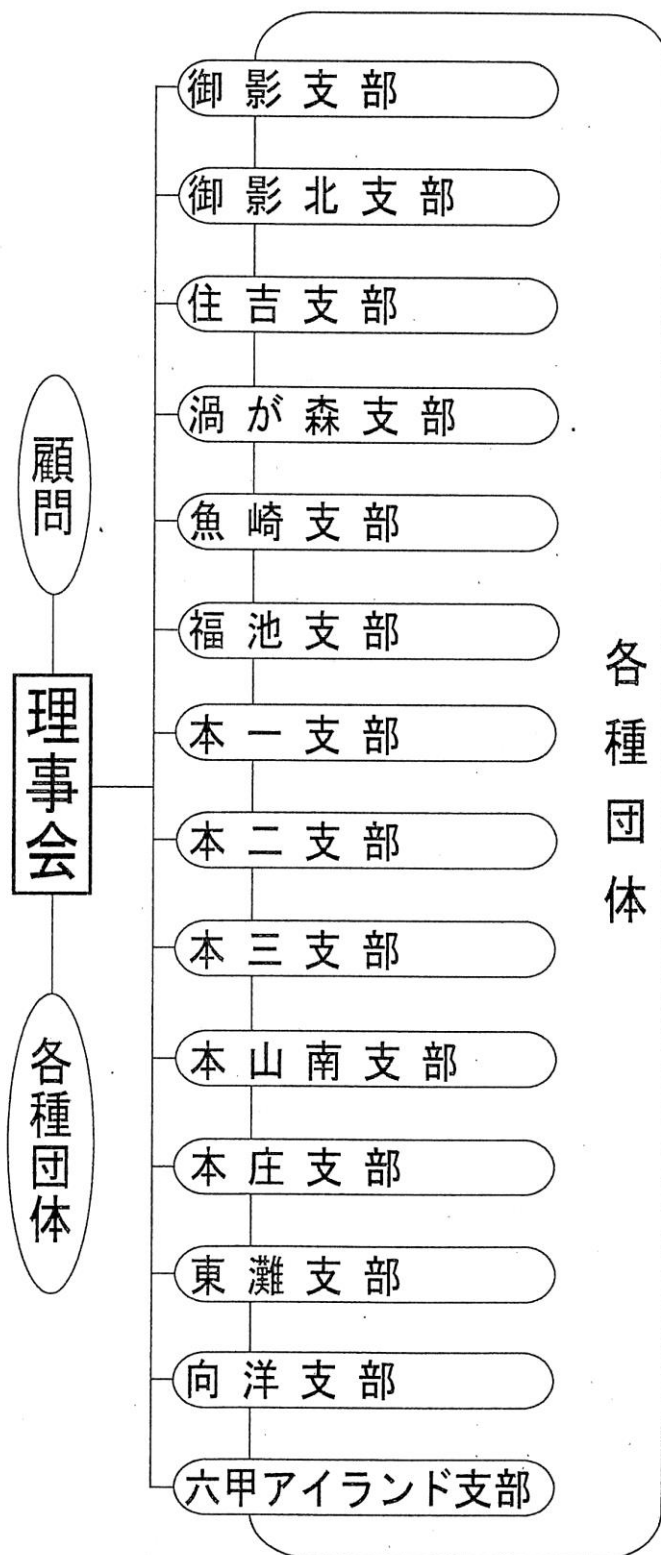
附 則

この規約は昭和 27 年 5 月 14 日から実施する。

附 則

- 1 この規約は、昭和 53 年 2 月 27 日から実施する。
- 2 役員の任期については、第 6 条の規定にかかわらず、初年度については、昭和 53 年 2 月 27 日から昭和 54 年 5 月 31 日までとする。
- 3 育成委員の任期については、第 11 条第 3 項の規定にかかわらず、初年度については、昭和 54 年 3 月 11 日から昭和 56 年 5 月 31 日までとする。

別表1：機構図（東灘地区青少年育成協議会）



附 則

この規約は昭和 54 年 4 月 14 日から実施する。

附 則

この規約は昭和 57 年 4 月 10 日から実施する。

附 則

この規約は昭和 60 年 4 月 23 日から実施する。

附 則

この規約は平成 4 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は平成 11 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は平成 14 年 6 月 5 日から実施する。

附 則

この規約は平成 15 年 6 月 11 日から実施する。

附 則

この規約は平成 19 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は平成 26 年 5 月 21 日から実施する。

附 則

この規約は平成 29 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は令和元年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は令和 2 年 6 月 1 日から実施する。